

均等割に係る旧被扶養者減免の減免期間の見直しについて

後期高齢者医療制度の導入により、社会保険等の被扶養者が、後期高齢者医療制度又は国民健康保険の被保険者となった場合、経過措置として保険料軽減措置を実施してきました。平成 31 年度から、後期高齢者医療制度における均等割保険料軽減措置については、資格取得日の属する月以後 2 年を経過するまでの間に限り実施することとされました。これに併せて、国民健康保険についても同様に見直すこととなりました。この国の方針に従い、当市の旧被扶養者減免についても同様の見直しを行うというものです。

○後期高齢者医療制度における旧被扶養者減免の例

夫（社会保険本人） 72 歳

妻（社保被扶養者） 75 歳 → 75 歳到達により後期保険料を負担

※社保の被扶養者であった妻は保険料負担がなかったが、75 歳到達により後期高齢者医療制度へ移行することとなり、新たに保険料の負担が生じる。

減免内容：所得割額を全額減免

均等割額を 5 割減免（法定軽減の 7 割・5 割対象者はこの減免の対象外。

2 割対象者は 3 割減免し、合計で 5 割減額となる。）

○国民健康保険における旧被扶養者減免の例

夫（社会保険本人） 75 歳 → 75 歳到達により後期のへ移行

妻（社保被扶養者） 72 歳 → 夫の社保離脱により国保加入・保険税負担

※社保の被扶養者であった妻は保険料負担がなかったが、夫が 75 歳到達により後期高齢者医療制度へ移行することとなり、その影響を受け社保の被扶養者から国保の被保険者となり、新たに保険税の負担が生じる。

減免内容：所得割額を全額減免

均等割額を 5 割減免（法定軽減の 7 割・5 割対象者はこの減免の対象外。

2 割対象者は 3 割減免し、合計で 5 割減額となる。）

○影響を受ける世帯数と影響額

102 世帯 1,864,710 円

○他市町村の国基準への見直し時期

平成 31 年度 27 市町村

平成 32 年度（予定） 2 市町村

未定 0 市町村

○国分寺市国民健康保険条例（昭和 34 年条例第 2 号）

（国民健康保険税の減免）

第 26 条 市長は、国民健康保険の納税者が次の各号のいずれかに該当する場合は、第 14 条に規定する課税額を減免することができる。

- (1) 災害その他特別の事情がある者で市長が特に必要があると認めるもの
- (2) 次のいずれにも該当する者（資格取得日の属する月以後 2 年を経過する月までの間に限る。）

ア 被保険者の資格を取得した日において、65 歳以上である者

イ 被保険者の資格を取得した日の前日において、次のいずれかに該当する者（当該資格を取得した日において、高齢者の医療の確保に関する法律の規定による被保険者となった者に限る。）の被扶養者であった者

(ア) 健康保険法の規定による被保険者。ただし、同法第 3 条第 2 項の規定による日雇特例被保険者を除く。

(イ) 船員保険法の規定による被保険者

(ウ) 国家公務員共済組合法又は地方公務員等共済組合法に基づく共済組合の組合員

(エ) 私立学校教職員共済法（昭和 28 年法律第 245 号）の規定による私立学校教職員共済制度の加入者

(オ) 健康保険法第 126 条の規定により日雇特例被保険者手帳の交付を受け、その手帳に健康保険印紙をはり付けるべき余白がなくなるに至るまでの間にある者。ただし、同法第 3 条第 2 項ただし書の規定による承認を受けて同項の規定による日雇特例被保険者とならない期間内にある者及び同法第 126 条第 3 項の規定により当該日雇特例被保険者手帳を返納した者を除く。

2 前項第 1 号の規定による減免を受けようとする者は、市長に申請し、その承認を受けなければならない。

附則

（平成 22 年度以降の国民健康保険税の減免の特例）

14 当分の間、平成 22 年度以降の第 26 条第 1 項第 2 号による国民健康保険税の減免については、同号中「該当する者（資格取得日の属する月以後 2 年を経過する月までの間に限る。）」とあるのは、「該当する者」とする。

○国分寺市国民健康保険税減免規則（平成 8 年規則第 10 号）

（旧被扶養者に係る減免措置）

第 5 条 条例第 26 条第 1 項第 2 号に規定する者（以下「旧被扶養者」という。）に係る保険税の減免の割合は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 旧被扶養者に係る所得割額 100 分の 100
- (2) 条例第 23 条(国民健康保険税の減額)に該当しない旧被扶養者の均等割額 100 分の 50
- (3) 条例第 23 条第 3 号に該当する旧被扶養者の均等割額 同号により減額される前の額の 100 分の 30